

## 平成29年度事業計画書

29年4月1日から 30年3月31日まで

特定非営利活動法人 さい帯血国際患者支援の会

## 1 事業実施の方針

平成26年1月1日に造血幹細胞移植推進法が施行されました。施行3年経過にあたり、法律成立を牽引した責任を自覚し法律が患者の為に実行される様に、造血幹細胞提供団体・移植施設への支援活動を、更に具体的に進めていきます。

- ① 移植難民を作らない運動の展開  
移植後フォローアップ手帳が実効ある物とされるように普及活動を支援する。
- ② 法律に沿った造血幹細胞移植提供事業者への具体的な支援として、広報活動を支援する。
- ③ 患者家族の宿泊提供の場としての「希望の家」の場を広げる。
- ④ iPS細胞ストック作製の研究支援として、「iPS細胞研究基金」の募金活動を行う。

## 2 事業の実施に関する事項

## (1) 特定非営利活動に係る事業

事業名	事業内容	実施日時	実施場所	従事者の人数	受益対象者の範囲及び人数	事業費の金額(円)
① 患者直接支援事業	①「希望の家」 患者等宿泊施設提供 ②患者相談窓口 患者相談会等 ③患者検査費用支援 (HLA検査等) セカンドオピニオン 受診等のための 交通費等		兵庫・東京	数名	治療を受ける 患者・家族	2,500,000
② 患者間接支援事業	①高度医療推進団体支援 ②広域活動支援 勉強会、講演会、 リーフレット配布、 ホームページ運営 ③調査・研究・ 高度医療技術推進支援 造血幹細胞提供機関支援	平成29年4月 ～ 平成30年3月	全国	全 会 員	臍帯血バンク 医療施設  不特定多数	1,200,000
③ 上記の 支援活動に 伴う 諸経費	旅費交通費 会議費 印刷製本費 通信費 運搬費					800,000